

財政運営について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第199回・第200回雇用保険部会における主なご意見について（順不同）

<雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入金の扱いについて>

- ・ コロナ禍での雇用安定資金への貸出し（2.9兆円）には、労働者の負担する保険料が含まれており、最優先で保全されるべき。
- ・ 雇用保険二事業の借入れの要因はコロナ禍での雇調金であり、本来は一般会計で負担すべきもの。一定の返還は理解するが、雇用保険二事業の安定的な運営のために雇調金が失業給付を抑制したことを踏まえて返済を一部免除し、現実的な返済額とすべき。
- ・ 今般の巨額な繰入れはコロナ禍において、行政からの要請により休業を余儀なくされる中、失業予防のために多くの特例措置を講じて雇調金を活用したために発生したものであることを踏まえると、事業主のみで負担するべきではない。
- ・ 令和2年度の1.4兆円の繰入れは、労使負担の積立金を原資としていることが明らかであり、適切な返済方法を検討することが必要である。一方で、令和3年度・令和4年度の1.5兆円の繰入れは、雇用保険臨時特例法等の規定の関係上、形式的に一般会計から積立金を経由して雇用安定資金に算入されたという事実関係に基づきながら、我が国全体の財政状況も踏まえた雇用保険財政の早期健全化の道筋を明確化するべく、厚生労働省に対しては、財政当局との早期調整を強く要望する。
- ・ 借入れの返済は、本来、一般財源で行うべきものを雇用保険二事業で対応したという経緯を踏まえ、相当程度の免除が必要。
- ・ 借入の要因はコロナ禍の雇調金。一般会計からの2.5兆円繰入は、大半が雇調金原資になったと推測され、返済免除すべき。令和3年度の一般会計からの繰入1.7兆円は、令和2年度の失業等給付からの貸出分1.4兆円を補填する意味があったのではないか。返済額は、2.9兆円から2.5兆円を控除した0.4兆円から、令和2年度の貸出分1.4兆円の幅の中で検討すべき。
- ・ コロナ禍の対応を踏まえ、非常時の雇用維持の在り方・費用負担の在り方について、平時から議論が必要。

<雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入金に関する毎会計年度における返還について>

- ・ 借入金の返済は、貸出に労働者の拠出した保険料が含まれること、積立金の額が失業等給付の保険料率にも影響すること踏まえ、早期の返済が適当。
- ・ 借入金の返済速度について、二事業の雇用安定資金に一定の残高を積み上げるのが適当であり、1 / 2 が妥当。
- ・ 返済速度は、今後数年は1 / 2 で固定した方が良いと思うが、今後財政状況が安定した場合は変更も視野に入るのではないか。

第201回雇用保険部会（12月23日）における主なご意見について（順不同）

＜雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入金の扱いについて＞

- 累計2.9兆円の積立金からの繰入については、コロナ禍において政府からの休業要請を受けて、多くの事業主が休業を強いられ、雇調金を活用せざるをえなかった事情がある。度重なる特例措置を長期間にわたって講じた結果、雇用の安定には寄与した一方、その財源である雇用安定資金については、4年連続で残高が0円という危機的状況にある。事業主への助成を通じて、多くの国民生活が守られたという事実には照らせば繰り入れられた2.9兆円を事業主のみが拠出する雇用保険二事業で賄うことは事業者からの理解が得られない。事業主の納得が得られ、かつ雇用保険財政の再建も可能となる対応案を詰めて欲しい。
- 繰入金については、大半が雇調金の原資となっていることを踏まえると、相当額の免除を行うべき。
- 積立金への返還額については、法律の規定により積立金を経由して一般会計から繰り入れられた金額をベースとして、できる限り調整して欲しい。
- 積立金から雇用保険二事業への貸し出しについて、本来であれば一般会計で措置すべきものであった。貸し出しの中には、労働者の保険料も含まれていることを踏まえ、最優先で保全されるべき。

＜雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入金に関する毎会計年度における返還について＞

- 雇用保険二事業における剰余金について、今年度は1/2を雇用安定資金に組み入れることで調整して欲しい。その後は、雇用保険財政全体の状況や政策課題への対応などを踏まえて検討するべき。
- 速やかに返済されるべきというのはこれまでと変わらない。労使の意見をしっかりと認識した上で今後の対応を検討して欲しい。

大臣折衝事項（令和6年12月25日）（抄）

8. その他

（４）労働

雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額（2.9兆円）については、1兆円の控除を行い、残りの1.9兆円については、毎年度の雇用保険二事業の剰余金により返済を行うこととする。

当該控除については、特別会計法附則第20条の3第8項の規定に基づき、雇用勘定の財政状況及び雇用保険二事業の実施の状況を勘案するとともに、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、令和2年度から講じられた雇用調整助成金の特例措置が、

- ・ 国による全国的な休業要請などの未曾有の危機時における政策判断として、失業等給付の積立金の活用（雇用保険二事業への繰入れ）を含む前例のない雇用維持策であって、同特例措置が相当程度の失業を予防し、もって求職者給付等の代替機能を一定程度果たしたとみられること、
- ・ こうした特例措置による対応が令和3年度以降にまで長期間にわたって延長されることにより積立金から雇用保険二事業への繰入れも継続された結果、同年度以降において雇用保険臨時特例法に基づく一般会計からの任意繰入が発動され、当該任意繰入の果たした役割を踏まえた負担の調整が行われる必要があること、
- ・ さらには、雇用保険二事業に組み入れられた失業等給付の積立金のうち労働者が拠出した保険料に相当する部分については、最優先で保全されるべきであるとの意見を踏まえる必要があること

などを総合的に勘案し特例的な対応として行うものである。

また、毎年度の雇用保険二事業の剰余金の取扱いについては、

- ・ 今後の景気後退等における雇用調整助成金の支給等の急増に備えるため、
- ・ また、近年取り組んできた人への投資や就業調整への対応を含む労働力確保等に引き続き取り組むとともに、賃上げに向けた生産性向上対策等の事業者全体が抱える課題について、雇用保険二事業の対応力を高めつつ、政策的要請に機動的に対応していくため、

毎年度の予算編成過程において、失業等給付の安定的な運営に留意しつつ、検討を行うこととする。

こうした観点から、令和6年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、特別会計法附則第20条の3第6項ただし書きの規定に基づき、当該剰余の2分の1を雇用安定資金に組み入れることとし、残余の2分の1を失業等給付の積立金に繰り入れることとする。

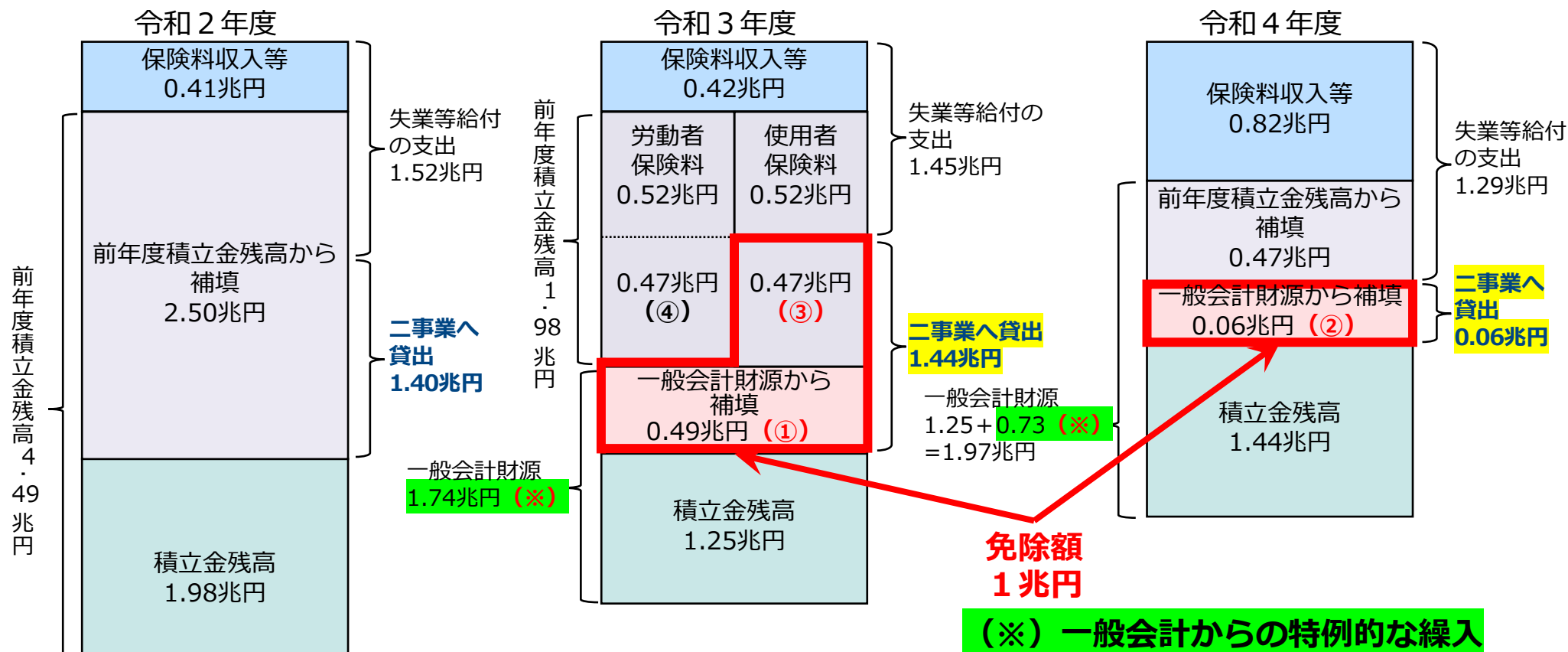
雇用保険二事業への貸出金（2.9兆円）における返還免除額の考え方

- 雇用調整助成金の特例措置は、失業等給付の積立金を雇用保険二事業へ貸し出しつつ、令和2年度から令和4年度まで実施。
- 令和2年度の貸出額（1.4兆円）は、その原資が失業等給付の安定的運営のために労使が負担する保険料であることが明確であることから、その全額を返還。
- 想定を超える異例の長期間にわたって延長することとなった令和3年度以降の雇用保険二事業への貸出額（1.5兆円）は、一般会計からの任意繰入も行いつつ、雇用保険財政全体の負担により当該特例措置を継続することで、極めて臨時的・特例的に雇用維持を図ったものと考えられることから、当該任意繰入の果たした役割を踏まえた負担の調整を行う。
- 具体的には、以下の考え方から1兆円を免除。
 - ① 積立金への特例的な一般会計からの任意繰入がなければ雇用保険二事業に貸し出し得なかった額（0.55兆円）は免除。
 - ② 残りの0.95兆円については、コロナ禍における異例の状況下において、雇用調整特別金の特例措置が相当程度の失業を予防し、求職者給付等の代替機能を一定程度果たしたと考えることに鑑み、関係者間の負担の均衡を図る観点から、また、労働者が拠出した保険料に相当する部分は保全されるべきとの意見を踏まえ、労働者負担相当分の0.47兆円は失業等給付に返還、使用者拠出の保険料を財源する雇用保険二事業財政の早期の健全化を図る必要性を踏まえ、使用者負担相当分の0.47兆円は免除。

雇用保険二事業貸出金（2.9兆円）における返還免除額1兆円の考え方

- 失業等給付から雇用保険二事業への貸出は、累計2.9兆円（R2:1.40兆円/R3:1.44兆円/R4:0.06兆円）。このうち、令和2年度の貸出額（1.4兆円）は、全額を返還する一方、想定を超える異例の長期間にわたって延長することとなった令和3年度以降について、負担の調整を行うもの。
- 具体的には、貸出額1.5兆円（1.44兆円+0.06兆円）のうち、まず、一般会計から積立金へ繰入がなければ貸し出し得なかった0.55兆円（①+②）は免除。残余の0.95兆円（③+④）のうち、雇用調整助成金の特例措置が果たした機能に鑑み、使用者負担分0.47兆円（③）は免除（労働者負担分0.47兆円（④）は返還）。

失業等給付の財源の状況及び使途



(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と合致しないものがある。

新型コロナウイルス禍における雇用調整助成金の特例措置等が実施された 令和２年度～令和４年度の失業等給付の収支状況

【単位：兆円】

		令和２年度	３年度	４年度
失業等給付の収支	① 前年度積立金残高	4.49	1.98	1.25
	収 入 (保険料・失業等給付の国庫負担)	0.41	0.42	0.82
	支 出	1.52	1.45	1.29
	②差 引	▲1.11	▲1.03	▲0.47
	③ (①＋②)	3.38	0.95	0.77
④ 雇用保険二事業への貸出		▲1.40	▲1.44	▲0.06(※)
(③＋④)		1.98	▲0.49(※)	0.71
任意繰入 (一般会計)		0	1.74	0.73
積 立 金 残 高		1.98	1.25	1.44

(※) 積立金への特例的な一般会計からの任意繰入がなされなければ雇用保険二事業への貸し出し得なかった金額

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参照条文

□ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）（抄）

附 則

第二十条の三 （略）

2・3 （略）

- 4 令和二年度から令和六年度までの各年度において、雇用勘定の積立金は、第百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。
- 5 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であって、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。
- 6 第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を同勘定の積立金に組み入れるものとすることができる。
- 7 （略）
- 8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であって、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかかわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならないものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができる。

□ 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）（抄）

附 則

第九条 （略）

2 （略）

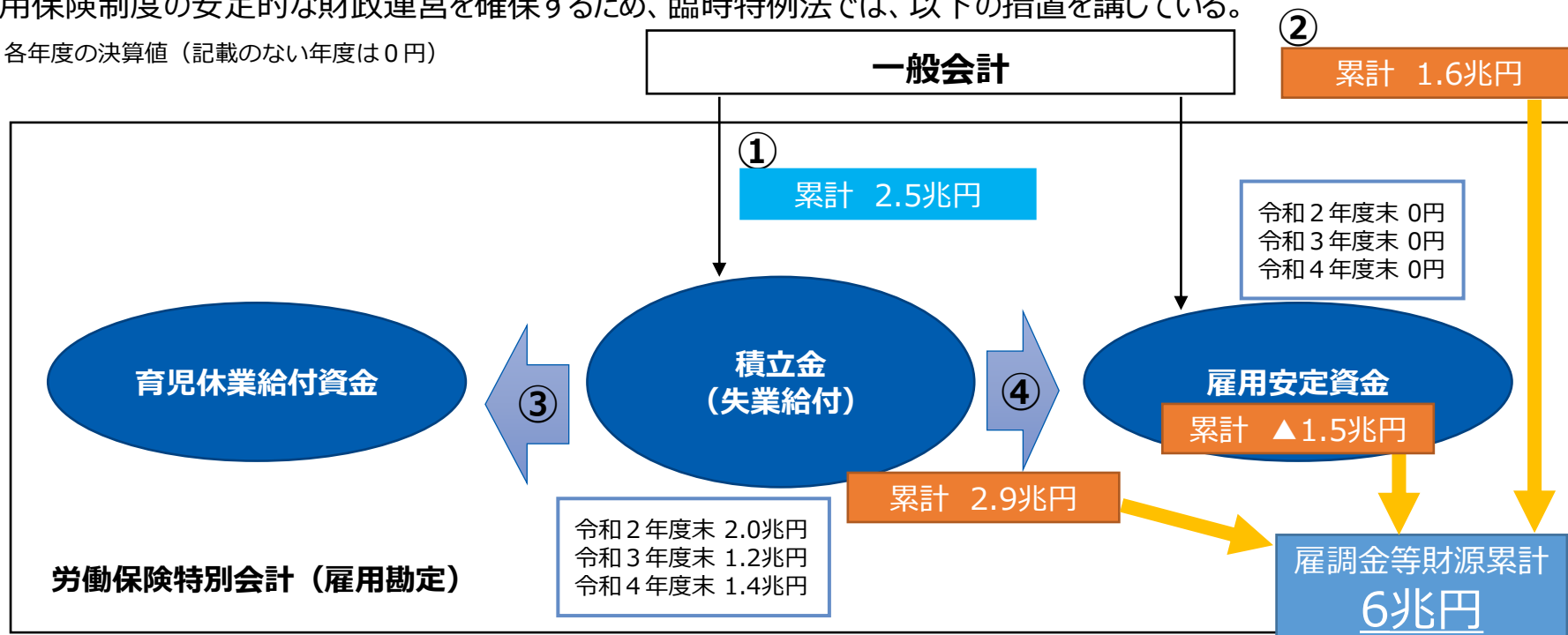
- 3 政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十条の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 （略）

雇用調整助成金の財源について

- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。

(注) 各年度の決算値（記載のない年度は0円）



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。（～令和4年度）

注：令和3年度 1.7兆円、令和4年度 0.7兆円

- ② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。（～令和4年度）

注：令和2年度 1.1兆円、令和3年度 0.5兆円、令和4年度 0.02兆円

- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。（～令和6年度）

- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。（～令和6年度）

注：令和2年度 1.4兆円、令和3年度 1.4兆円、令和4年度 0.06兆円

- ・ 借入金の返還は、雇用保険二事業収支の剰余を活用。ただし、剰余額の1/2の範囲内で、雇用安定資金への積立が可能。
- ・ 加えて、雇用保険財政や雇用保険二事業の実施の状況等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣に協議して、返済必要額から一定額の控除（返済免除）することが可能。
- ・ 令和6年度までを目処に、雇用保険財政等を踏まえ、控除の在り方を検討。